

## CCS 制度整備の動向～ロンドン議定書 2009 年改正と CO2 越境輸送～

資源/エネルギー & 独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2024 年 8 月 20 日号

執筆者:

[紺野 博靖](#)

[h.konno@nishimura.com](mailto:h.konno@nishimura.com)

[佐藤 咲耶](#)

[s.sato@nishimura.com](mailto:s.sato@nishimura.com)

[松岡 芹佳](#)

[s.matsuoka@nishimura.com](mailto:s.matsuoka@nishimura.com)

[石戸 信平](#)

[s.ishido@nishimura.com](mailto:s.ishido@nishimura.com)

[村本 静](#)

[s.muramoto@nishimura.com](mailto:s.muramoto@nishimura.com)

### 1. はじめに

本年 6 月 28 日、JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）が、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）のビジネスモデルを確立するため、経済産業省による事業の一環として、2030 年までの事業開始を目指す 9 案件を「**先進的 CCS 事業**」として選定しました<sup>1</sup>。先進的 CCS 事業に選定された 9 案件のうち、5 案件が国内貯留、4 案件が海外貯留を計画しており、2026 年度までの最終投資決定を目指しています。これらの事業には、分離回収・輸送・貯留の各プロセスの設備設計や貯留予定地の貯留ポテンシャル評価などの実施のために、総額約 200 億円の支援が提供されることとなります。

こうした CCS 事業への支援と並行して、CCS 商業化へ向けた制度整備が進められており、本年 5 月 17 日には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（「**CCS 事業法**」）が成立しました<sup>2</sup>。CCS 事業法は、国内で CCS を行うための事業環境を整備する規制法です。二酸化炭素の貯留事業の許可制度・貯留権（貯留層に二酸化炭素を貯留する権利）の創設、保安確保のために必要な措置の義務付け、モニタリング等の管理業務を JOGMEC に移管することを可能とする制度などが整備されました。

また、本年の通常国会では、CCS 事業法の審議と並行して、1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書（「**ロンドン議定書**」）の 2009 年改正（「**ロンドン議定書 2009 年改正**」）の受諾について審議されていたところ、本年 5 月 24 日に、当該改正の受諾について国会にて承認されました<sup>3</sup>。ロンドン議定書 2009 年改正は、改正前は禁止されていた海底下貯留目的での CO2 輸出を可能とするものであり、国内で回収した CO2 を国外の海底下に貯留する CCS 事業を法的に可能にするための制度整備と言えます。本ニューズレターでは、主としてロンドン議定書 2009 年改正を始めとする、海底下貯留目的での CO2 の越境輸送を可能にするために必要な法制度上のステップについて解説します。

---

<sup>1</sup> [https://www.jogmec.go.jp/news/release/news\\_10\\_00191.html](https://www.jogmec.go.jp/news/release/news_10_00191.html)

<sup>2</sup> <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/213/meisai/m213080213017.htm>

<sup>3</sup> <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/213/meisai/m213200213011.htm>

## 2. ロンドン議定書 2009 年改正

### (1) ロンドン議定書の概要

ロンドン議定書は、海洋環境保全を目的とする国際条約であり、1996 年に採択されました。ロンドン議定書は、「廃棄物その他の物」の海洋への「投棄」を原則禁止した上で、附属書 I において許可を受けることで投棄が許容されるものを限定列挙しています。ロンドン議定書における「廃棄物その他の物」には CO<sub>2</sub> が含まれ、かつ、「投棄」の概念には、海への投入等に限らず、海底下の地層への処分も含まれるところ、ロンドン議定書の 2006 年改正により、CCS 目的で回収された CO<sub>2</sub> が附属書 I に追加され、（許可を受けることで）CO<sub>2</sub> の海底下貯留が認められることとなりました。

なお、当該 2006 年改正の国内担保法令として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法（「**海防法**」）が 2007 年に改正され、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する許可制度が導入されていました<sup>4</sup>。今般の CCS 事業法の施行に伴い、海防法における特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可制度は CCS 事業法に一元化され、海防法における関連規定は削除されることとなります<sup>5</sup>。

### (2) 海洋投棄目的での輸出禁止と 2009 年改正

上記のとおり、ロンドン議定書は、廃棄物等の海洋への投棄を規制するものですが、廃棄物等の輸出についても規制があります。具体的には、2009 年改正前のロンドン議定書 6 条において、海洋投棄目的（海底下貯留目的含む）で廃棄物等を輸出することが一切禁止されていました。この 6 条ですが、CCS 活用の必要性が高まっていることなどを背景に、2009 年のロンドン議定書締約国会議において、例外的に、海底下貯留目的の CO<sub>2</sub> の輸出を行うことができるとする改正が採択されました。具体的には、次のとおり、ロンドン議定書 6 条に 2 項が追加されました。6 条 2 項に基づき CO<sub>2</sub> 輸出を行うためには、輸出国と受入国が協定又は取決めを締結していることが条件となります。

#### 第 6 条 廃棄物その他の物の輸出

- 1 締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。
- 2 1 の規定にかかわらず、附属書一の規定に基づく処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出については、関係国が協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、これを行うことができる。当該協定又は当該取決めには、次の事項を含める。当該協定を締結し、又は当該取決めを行っている締約国は、機関にその旨を通報する。
  - 2.1 輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分であって、この議定書その他の適用可能な国際法に適合したもの
  - 2.2 非締約国に輸出する場合には、少なくともこの議定書と同等の規定（附属書二の規定に適合する許可の付与及び許可の条件に関する規定を含む。）であって、当該協定又は当該取決めが、海洋

<sup>4</sup> 30 万トンの圧入を達成した苫小牧における CCS 大規模実証試験（海域・帯水層のプロジェクト。参考：<https://www.japanccs.com/business/>）の実施に当たっても、海防法に基づく特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可を取得している。

<sup>5</sup> CCS 事業法の貯留事業に関する規定の施行に伴い削除される。

環境を保護し、及び保全するためのこの議定書に基づく締約国の義務に違反しないことを確保するためのもの

### (3) 改正受諾と暫定的適用

ロンドン議定書の改正の発効のためには、締結国の3分の2（54 か国中 36 か国）の受諾が必要となる<sup>6</sup>ところ、2009年改正の受諾国数は、本ニュースレター執筆時点で11か国のみであり、我が国が改正を受諾したとしても、2009年改正が直ちに発効するわけではないと予想されます。他方で、2019年の締約国会議決議により、当該改正の暫定的適用に関する宣言をIMO（国際海事機関）に寄託した国については、当該改正を暫定的に適用することが可能となりました。現時点までに、欧州各国を中心に、8か国が暫定的適用を宣言し、2009年改正が暫定的に適用されるに至っています。

国	改正の受諾書の寄託	暫定的適用の宣言の寄託
ノルウェー	2011年	2020年
英国	2011年	2022年
オランダ	2014年	2020年
イラン	2016年	-
フィンランド	2017年	-
エストニア	2019年	-
スウェーデン	2020年	2022年
デンマーク	2022年	2022年
韓国	2022年	2022年
ベルギー	2022年	2022年
スイス	2024年	2024年

冒頭のとおり、我が国では、本年5月24日に、ロンドン議定書2009年改正の受諾について国会承認がされたところです。国会承認は改正を受諾するために必要な事前の国内手続にとどまります。よって、今後、海底下貯留目的でのCO<sub>2</sub>輸出を可能とするため、ロンドン議定書6条2項の国内担保法令を整備<sup>7</sup>した上で、当該改正の受諾書と暫定的適用の宣言をIMOに寄託するなどの手続が進められるものと考えられます。

### (4) 2国間の協定・取決め

上記のとおり、海底下貯留目的のCO<sub>2</sub>輸出は、輸出国と受入国との間で協定・取決めが締結されている場合に限り認められるところ、欧州において2国間の取決めの締結が進んでいます<sup>8</sup>。特に、2024年4月には、

<sup>6</sup> ロンドン議定書21条3項

<sup>7</sup> CCS事業法にCO<sub>2</sub>輸出に関する規定は設けられていないため、ロンドン議定書6条2項の国内担保法令の整備が必要となる。

<sup>8</sup> IMOウェブサイトにおいて公表されている文書により確認。なお、2023年10月に、デンマークとオランダの間で取決めが締結されたとの報道もあるが、IMOウェブサイトを確認した限り、IMOに通報された事実が確認できないため、表には記載していない。

CO2 受入国として Northern Lights<sup>9</sup>のような国際的にも先行する海底下貯留プロジェクトの開発を進めるノルウェーと、ベルギー・デンマーク・オランダ・スウェーデンとの間で取決めが締結され、北海周辺国を中心に CO2 越境輸送に向けた制度整備が加速していることが注目されます。我が国についても、今後、2 国間の協定・取決めの締結に向けて、各国との交渉が進むことが期待されます。

年月	国
2023 年 12 月締結 <sup>10</sup> (2024 年 2 月通報)	ベルギーとデンマーク
2024 年 4 月締結 (2024 年 6 月通報)	ノルウェーとベルギー・デンマーク・オランダ・スウェーデン

### 3. おわりに

CO2 越境輸送を実現するためには、本ニュースレターで解説したロンドン議定書に関する制度整備に限らず、パリ協定に基づく CO2 カウンترلールの論点などについての法的整理も進めていく必要があります。また、既に制度整備が進んでいる欧州とは対照的に、アジア市場においては、ロンドン議定書の非締約国が CO2 受入国となることが想定されること、EU ETS のような排出量取引に関する共通の制度がないことなどの事情があります。このため、我が国における CO2 越境輸送のルール整備の動向をフォローしていくに当たっては、こうしたアジア市場の特徴を踏まえたルール形成がされていくことに留意する必要があります。

また、国内での CCS 実施についていえば、CCS 事業法のうち、①探査に関する規定は、2024 年 8 月 5 日に施行されました。さらに、②試掘に関する規定は遅くとも 2024 年 11 月 23 日までに、③貯留事業・導管輸送事業に関する規定は遅くとも 2026 年 5 月 23 日までに施行される予定です<sup>11</sup>。今後、政省令等の検討が進められ、貯留事業におけるモニタリング義務や JOGMEC への管理業務の移管制度などの具体的な内容が明らかになっていくものと考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>9</sup> <https://norlights.com/>

<sup>10</sup> IMO に通報された文書によれば、2022 年 9 月に締結された MOU に優先するとされる。

<sup>11</sup> 試掘に関する規定及び貯留事業・導管輸送事業に関する規定は、それぞれ公布の日から起算して 6 月及び 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（CCS 事業法附則 1 条）ところ、CCS 事業法は 2024 年 5 月 24 日に公布された。